

慰霊巡拝実施要領

1 趣旨

政府は昭和28年から戦没者遺骨の収集に努力を重ねてきたところであるが、本事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという関係遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、又は旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡した者（以下、抑留中死亡者という。）を対象として、慰霊巡拝を行う。

2 方針

- (1) ① 旧主要戦域における慰霊巡拝
戦域毎に計画的に実施することとし、当該地域付近の海域については、船舶による海上慰霊行事を行う。
- ② 旧ソ連・モンゴル地域における慰霊巡拝
抑留中死亡者の埋葬地が存在する行政管区毎に計画的に行う。
- (2) 慰霊巡拝は、別に定める選考基準による遺族代表により行う。
- (3) 慰霊巡拝の実施にあたっては、参加者に対し旅費の補助として支給される補助金の支払いを行う民間団体（国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備されていること。）であって営利を目的としない団体。以下同じ。）を公募する。
- (4) 公募により選定した民間団体に対しては、参加者の旅費の3分の1相当額の補助金を交付する。

3 方法

- (1) 慰霊巡拝団は、実施地域の特殊性に応じ必要な班数に分けて実施することとし、各班は訪問地において相手国の事情の許す限り、戦没者あるいは抑留中死亡者の所縁の地（もしくはその近郊）において現地慰霊を行う。

- (2) 慰霊巡拝団は、実施地域の戦没者又は抑留中死亡者を対象とした合同追悼式を行う。

令和6(2024)年度慰霊巡拝概要

【別添2】

	実施地域名	訪問国名	実施予定時期	実施期間	募集予定人員	内申締切日		内定通知(予定)	決定通知(予定)	日程表・概見図など(予定)
1	カザフスタン共和国	カザフスタン共和国	8月20日(火)～8月28日(水)	9日間	15名	4月22日	(月)	5月下旬	7月上旬	【別添2-1】
2	東部ニューギニア	パプアニューギニア独立国	8月26日(月)～9月3日(火)	9日間	20名	4月26日	(金)	5月下旬	7月上旬	【別添2-2】
3	モンゴル国	モンゴル国	9月4日(水)～9月11日(水)	8日間	15名	5月7日	(火)	6月上旬	7月中旬	【別添2-3】
4	インドネシア(1班)	インドネシア共和国	9月4日(水)～9月13日(金)	10日間	15名	5月10日	(金)	6月下旬	7月下旬	【別添2-4】
	インドネシア(2班)									
5	北ボルネオ	マレーシア	9月27日(金)～10月4日(金)	8日間	15名	5月24日	(金)	7月上旬	8月上旬	【別添2-5】
6	ソロモン諸島	ソロモン諸島	10月3日(木)～10月11日(金)	9日間	10名	6月4日	(火)	7月上旬	8月中旬	【別添2-6】
7	ウズベキスタン共和国	ウズベキスタン共和国	10月17日(木)～10月25日(金)	9日間	15名	6月17日	(月)	7月中旬	8月下旬	【別添2-7】
8	硫黄島(第1次)	-	11月12日(火)～11月13日(水)	2日間	100名	7月19日	(金)	9月上旬	10月上旬	【別添2-8】
9	フィリピン(第1次)(1班)	フィリピン共和国	11月20日(水)～11月29日(金)	10日間	40名	7月5日	(金)	8月中旬	10月上旬	【別添2-9】
	フィリピン(第1次)(2班)									
10	マリアナ諸島	アメリカ合衆国	12月6日(金)～12月13日(金)	8日間	15名	8月2日	(金)	9月上旬	10月中旬	【別添2-10】
11	硫黄島(第2次)	-	2月18日(火)～2月19日(水)	2日間	100名	10月18日	(金)	11月下旬	1月上旬	【別添2-8】
12	フィリピン(第2次)(1班)	フィリピン共和国	2月19日(水)～2月28日(金)	10日間	40名	10月9日	(水)	11月中旬	1月上旬	【別添2-11】
	フィリピン(第2次)(2班)									
※13	ミャンマー	ミャンマー連邦共和国	3月上旬	1週間程度	15名	-	-	-	-	-

- ・ 実施時期・期間等は、相手国の都合等により変更することがあります。また、内定通知・決定通知の発送時期は目安であり、予定より遅れることがあります。
- ・ 参加費用(実費)の目安は、海外地域の場合はおおよそ250,000円～460,000円、硫黄島の場合はおおよそ11,000円です(当該金額には集合地である東京までの交通費は含みません)。
- ・ 別紙日程表はモデルルートであり、最終的な実施時期・日程等は決定通知によりお知らせします。
- ・ 「実施地域名」にない国・地域の戦没者の遺族から内申の提出があった場合、当該戦没者の都道府県保有資料と親族関係を確認のうえ、推薦を行うことが適当と思われる場合には、個別に実施地域の担当係までご相談ください。

※ 13については現地の情勢等を踏まえ、参加者の募集を当面見合わせることにしております。募集の目処が立ち次第改めて連絡します。

慰霊巡拝遺族代表選考基準等

1. 遺族代表の選考

(1) 遺族の範囲

慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者（再婚した者を除く。）、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪であること。

ただし、政府の実施した当該戦域における慰霊巡拝に参加したことの無い者を優先することとする。

(2) 遺族代表としての条件

ア 健康状態が良好な者で、航空機等による長途の旅行及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられる者であること。（この判定は、医師の証明書によることとする。）

イ 遺族代表としてふさわしい者であること。

2. 参加者の決定

(1) 厚生労働省社会・援護局において、都道府県からの推薦者中より、上記 1 及び都道府県からの優先順位を勘案の上参加者を内定することとし、内定結果については各都道府県民生主管部（局）長あて通知する。

(2) 参加希望者については、健康状態を確認するため、上記 1（2）アに基づき、参加希望者ご本人及びご家族への質問票（健康チェック票）を提出することとする。また、そのうち参加内定者については、医師の証明書を提出することとする。定められた期限内（期限は参加内定通知書に明記する。）に医師の証明書の提出がない者は参加内定を取消すこととする。

(3) 最終的な参加決定者は、医師の証明書等により慰霊巡拝に耐えうる者であると判断した上で決定することとし、その決定結果及び参加者の補助金額については、各都道府県民生主管部（局）長あて通知する。

(4) なお、予定参加人員を超える申請者があったときは、遺族代表の選考条件を満たす者についても参加をお断りする場合がある。

3. 提出書類

参加希望者及び参加内定者が提出する書類は次のとおりとする。

(1) 参加希望者が申請時に提出する書類（参加希望者全員）

ア 内申書

イ 戦没者と参加希望者の親族関係が確認できる資料（戸籍等）

ウ 戦没者の戦没地点が確認できる資料（死亡公報等）

エ 参加希望者及びご家族への質問票（健康チェック票）

(2) 参加内定者が提出する書類

ア 医師の証明書

慰霊巡拝参加者内申（推薦）要領

1 参加者の選定等について

参加者の選考については、別添 1 の「慰霊巡拝実施要領（以下「実施要領」という）」に基づいて、遺族選考基準、添付書類、遺族の優先順位等にご注意のうえ推薦願います。

(1) 参加条件

① 遺族要件について

戦没者の遺族の範囲は、実施要領別紙 1 の 1. 1(1)で定めております。また復員された方で戦没者の遺族でない方、復員されてから内地で亡くなられた方の遺族は認められません。

参加は遺族要件を満たす方ご本人に限られ、遺族要件を満たさない方の参加はお断りしております。

② 過去の参加者について

過去 5 年以内に同一国・地域における厚生労働省主催の慰霊巡拝に参加したことがある遺族については、初参加となる遺族に優先的に参加していただく目的から、原則として定員に空きがある場合のみ参加を認めます。

③ 健康状態について

慰霊巡拝の実施地域につきましては、日本とは気候風土が異なるだけでなく、観光客が通常訪れないような地域もあり、長時間の航空機、列車、バスや船舶などの移動もあることから、通常の外国旅行よりも参加者の身体的負担は大きくなります。また、仮に体調不良によって現地の医療機関を受診することとなった場合、日本と同様の適切な診療を受けることは困難なことが多く、かつ、高額な医療費が発生する事態も生じ得ます。

したがって、参加申し込み時に、ご遺族本人及びご家族からの質問票（健康チェック票）をご提出いただき、また、内定後には、健康状態が良好で航空機等による長途の移動、及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられること等を記載した医師の証明書を提出願います（様式は内定通知の際にお知らせします。）。

また、近年は身の回りのことが一人でできない方がお一人で慰霊巡拝に参加し、集合時間に遅れ行程に支障を来すケースも発生していることから、参加者の選定の際は提出された質問票をご確認いただき、必要に応じて同行者を求めることなどをご検討ください。

なお、介護認定の状況や、障害者手帳に記載のある障害の種類・等級によっては参加をご遠慮いただく場合や、介助者の同行をお願いする場合があります。

④ 介助者について

介助者については、家族等介助者としてふさわしい方の同行をお願いいたします。

なお、介助者の同行は単に高齢であること、不安であること、投薬でコントロールできる傷病などを理由とする介助者の同行は認められません。

介助者の同行がなければ参加者の団体行動が難しいと判断される場合に同行を認めます。

また、医師の証明書等の提出書類により、介助者が同行する場合でも、医師の証明書等

の提出書類によって確認する健康状態と現地状況や既往歴等による健康状態によっては参加をお断りする場合があります。

介助者として同行した方が、参加者の介助を行わないということのないように、同行する趣旨を介助者となる方へお伝え頂くようお願いいたします。

⑤ 全日程の参加について

参加者は、政府の代表という立場のもとに、単に親族の慰霊という目的だけでなく、実施地域で亡くなられたすべての戦没者又は抑留中死亡者の遺族代表となることから、全日程に参加していただくことになります。結団式から解団式までは政府派遣団の一員として、規律ある団体行動ができる方であることが求められます。

(2) 内申（推薦）書提出

① 内申書・参考資料について

硫黄島以外の地域における参加者の推薦は別紙3-①の内申書を、硫黄島巡拝に参加される場合は、別紙3-②の内申書を提出願います。

内申書で健康状態を自己申告していただきますが、併せて、別紙4の質問票（健康チェック票）に、遺族ご本人及びご家族からのお答えをいただき、ご提出をお願いします。提出の際には、遺族ご本人及びご家族による必要事項の記入と署名の有無についてご確認をお願いします。

この質問票は、介助者の要否を検討する資料とします。参加が内定した場合には、全員から改めて当該巡拝参加に支障のない旨を記載した医師の証明書をご提出いただきます。

介助を希望する方については、必ず別紙3の内申書式の「介助者必要の有無」欄の有に○を付しその理由を明記し、公的機関発行の手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）等を持っている場合には写しを添付してください。介助者については別紙3-③の内申書を提出願います。

② 添付資料について

添付する資料については、この要領の最後にある提出書類一覧を参照のうえ、漏れのないうえ添付してください。

※参加希望者在住の都道府県と戦没者の本籍都道府県が異なる場合には、上記の資料の写しを取り寄せて取りまとめのうえ、添付していただくようお願いします。

※兵籍等が保管されていない場合には、内申書のfに○をつけ明記してください。

③ 推薦者がいない場合について

推薦者がいない場合は、文書（任意様式）にてその旨をご連絡ください。事務連絡は郵送、FAX またはメールにて担当係へ送付してください。

④ 締切について

内申締切までに兵籍等が間に合わない場合には、揃っている資料のみ先に提出願います。また、締切を過ぎても、予定人員を大きく下回り、手続上対応可能な場合には追加応募を受け付ける場合もありますので、個別に担当係にご相談ください。

(3) 内定通知

提出資料から参加希望者の選考を行い、関係各都道府県民生主管部（局）長宛に内定者

を通知します。その際、各参加内定者のゆかりの地（戦没地点、埋葬地等）を総合的に勘案したうえで改めて作成した日程や予定ルートをお知らせします。

予定参加人員を超える申請者があった場合には、遺族として選考条件を満たす方であっても参加をお断りすることがあります。

ビザ等、渡航のための手続が必要な場合には、内定段階で直接ご遺族に手続をお願いする場合があります。

(4) 医師の証明書等

参加が内定した方及び介助者については、健康状態を確認するため、健康状態が良好で航空機等による長途の移動、及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられること等を記載した医師の証明書を提出願います。

医師の証明書には、証明医師の署名、医療機関名及び連絡先電話番号の記載があるかの確認をお願いします。

定められた期限内（期限は参加内定通知書に明記いたします）に医師の証明書の提出がない場合は内定を取り消すこともあります。

参加希望者から介助者を要する申し出があった場合及び内定者から提出された医師の証明書等から介助を要すると判断した場合には、現地状況を勘案し介助者を要とする医師の証明書等によって参加の可否を判断します。

(5) 決定通知

健康状態に問題ないことが確認できた方、または介助者の参加をもって参加に問題がないと判断した方については、関係各都道府県庁民生主管部（局）長宛に参加決定の遺族代表者として通知します。

なお、現地の医療機関で適切な診療を受けることが困難であると想定されるため、参加決定者が出発前に体調を崩した場合には決して無理をせず、参加を見合わせるよう指導願います。

(6) 費用通知

参加に係る費用及び補助金額を関係各都道府県民生主管部（局）長宛に通知します。交付される補助金の額は、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に基づいて算出された外国旅費（硫黄島においては内国旅費（航空費・鉄道費・宿泊費等））と居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費の合計額の 3 分の 1 となります。遺族の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません。

出発前に手配旅行業者から直接遺族代表及び介助者個人に対して、経費から補助金を差し引いた額の請求書が送付されます。

(7) 慰霊巡拝参加者のしおり

現地への持ち物、現地の状況等を記載したしおりは、厚生労働省と手配旅行業者から直接遺族代表及び介助者個人に対して送付いたします。

(8) 辞退者について

内定通知以降に辞退者が出た場合、至急担当係にご連絡ください。

また、追って文書（任意様式）にてその旨をご連絡ください。事務連絡は郵送、FAX またはメールにて送付してください。

2 中国東北地方慰霊巡拝について

(1) 参加対象者は、中国東北地方において戦死没した軍人軍属または引揚途上に死亡した一般邦人の遺族に限られます。

なお、軍人・軍属の遺族については、戦没年月日が昭和20年8月8日以前であっても参加いただけることとし、一般邦人の場合には、昭和20年8月9日以後に中国東北地方で死亡した方の遺族を対象とします。

(2) 中国東北地方における本事業に際しては、中国政府の要請を踏まえ、公衆の目につく屋外での現地慰霊は控えており、祭壇を設けて参拝、献花等を行う場合は公衆の目に触れないホテル内の一室で行います。

3 参加者（内定者）に周知いただきたい事項

(1) 参加する遺族代表は政府の代表という立場のもとに、単に親族の慰霊という目的だけでなく、実施地域で亡くなられたすべての戦没者又は抑留中死亡者の遺族代表であるとの自覚を持ち、すべての戦没者又は抑留中死亡者に対して慰霊を行うという任務があります。

したがって、参加者には全行程参加していただくことになり、自分の肉親の個人戦没地点の慰霊のみや合同追悼式のみ参加は認められません。

(2) 参加する遺族は政府派遣団の一員として団体行動が基本原則となり、個人行動は制約されます。

(3) 令和6(2024)年度慰霊巡拝概要は標準的なモデルルートです。今後、参加希望者のゆかりの地を総合的に勘案して最終的な日程を決めていきますので、日程やルートの変更があります。また、航空機や現地の事情等により日程やルートを変更することがあります。

(4) 戦没地点が今年度予定する慰霊巡拝の日程・モデルルートにない場合でも、慰霊巡拝で立ち寄れないことを承知したうえで最も近い戦域の慰霊巡拝に申し込みされることは問題ありません。ただし、申込状況によっては戦没地点から離れているためお断りする場合、また、申込者が多い時には、初参加の方を優先するため、過去（原則5年以内）に同一国・地域における慰霊巡拝に参加経験があることを理由にお断りする場合があります。

ご承知おきください。

(5) 現地での慰霊は、主要な埋葬地や戦没地点で行う現地追悼式（現地慰霊）と全員で行う合同追悼式を行うこととなります。現地追悼式は原則主要な埋葬地・戦没地点、または近隣の民間慰霊碑などの象徴的な場所で戦没地点の方角に向かって献花台等を設けて行います（硫黄島の場合は時間の制約があり献花台等は設けられません）。

具体的にどの地点で現地追悼式を実施するかは、参加者の状況や現地事情を勘案し出発直前まで調整が続きます。また日程や現地事情の制約から、必ずしも肉親の戦没地点・埋葬地で慰霊が行えるものではありません。

(6) 巡拝地は一般の観光ルートから離れ、宿泊先や交通機関など、不便な場所があります。地方都市については、一般的にインフラ整備が進んでおらず、日本での快適な生活水準とは大きく異なり下記のような場合があることをあらかじめご承知おきください。

- ① 飛行機、列車、バスまたは船で長時間移動する、観光する時間がない
- ② 食事の味付けが口に合わない、食事が油っぽい
- ③ ホテルやバスのエアコンが機能しない、または冷房が効きすぎている
- ④ トイレの便座がない、水が流れない、きれいではない
- ⑤ ホテルやレストランの照明がつかない、または停電が発生する
- ⑥ ホテルのシャワーが各部屋にない、水圧が弱い、お湯が出ない
- ⑦ ホテルの客室内でも蚊や虫がいる
- ⑧ 空港、ホテル等にエレベーターやエスカレーターがない

(7) 慰霊巡拝の日程等は、現地事情等により変更を余儀なくされる場合があります。また、参加申込遺族が少数（1地域あたり5名未満）である場合、巡拝を中止することがあります。

※ご遺族やそのご家族に周知いただきたい事項については、本通知の別紙5でもまとめております。ご遺族やそのご家族から質問があった際など、必要に応じてご活用ください。

＜慰霊巡拝への参加申し込みをご検討中のみなさまとそのご家族へ＞

国の慰霊巡拝への参加お申し込みをいただく際は、募集要項・日程表やお住まいの都道府県窓口等からの説明と併せて、以下の事項についてもご確認ください。

慰霊巡拝へのご参加について

国の慰霊巡拝は、一般の観光ツアーとは異なり、ご参加いただく方は「派遣国・地域におけるすべての戦没者・抑留中死亡者のご遺族代表」という立場として、巡拝の全日程に参加していただくこととなります。巡拝中、個人行動は制限されますので、あらかじめご理解ください。

また、慰霊巡拝は団体行動となりますので、以下の事項を守っていただくようお願いいたします。

- 集合時間を厳守すること。
- 身の回りのことは自分で行うこと。

慰霊巡拝へのご参加までの流れ

参加決定までには以下の通り数ヶ月を要し、内申書のほかに、戸籍謄本や健康チェック票（ご本人及びご家族の記入が必要なもの）、医師の証明書など、必要な書類をご準備、ご提出いただく必要があります。あらかじめご理解ください。

- 各巡拝の概ね4ヶ月前までに、必要書類を揃えてお申し込みください。
- 各巡拝の概ね2.5ヶ月前に、参加内定をお知らせします。
- 参加内定通知を受けた場合、2週間程度で医師の証明書をご提出ください。
- 各巡拝の概ね1～2ヶ月前に、参加決定をお知らせします。
- 参加決定後、慰霊巡拝参加手続（渡航手続）を開始します。

※上記はおおよその目安です。各巡拝の申込締切日等、詳細はお住まいの都道府県窓口にお問い合わせください。

現地での滞在環境等について

巡拝地は一般の観光ルートから離れ、宿泊先や交通機関、食事面などで不便を感じる可能性があります。地方都市については、一般的にインフラ整備が進んでおらず、日本での快適な生活水準とは大きく異なり下記のような場合があること

をあらかじめご承知おきください。

- 飛行機、列車、バスまたは船舶で連日長時間移動する、観光する時間がない
- 食事の味付けが口に合わない、食事が油っぽい
- ホテルやバスのエアコンが機能しない、または冷房が効き過ぎている
- トイレの便座がない、水が流れない、きれいではない
- ホテルやレストランの照明がつかない、もしくは停電が発生する
- ホテルのシャワーが各部屋にない、水圧が弱い、お湯が出ない
- ホテルの客室内でも蚊や虫がいる
- 空港、ホテル等にエレベーターやエスカレーターがない

また、慰霊巡拝の実施地域は日本とは気候風土が異なるだけでなく、観光客が通常訪れないような地域もあり、通常の外国旅行よりも参加者の身体的負担は大きくなります。

近年は慰霊巡拝中に体調を崩される方が多く、緊急帰国や現地医療機関への入院等により滞在延長を余儀なくされるケースも発生しております。

仮に体調不良によって現地の医療機関を受診することとなった場合、日本と同様の適切な診療を受けることは困難なことが多く、治療や帰国に時間を要し、かつ高額な医療費が発生する場合があります。

お申し込みの前には、この用紙や日程表をご家族やかかりつけの医師にもご確認いただくなどして、ご理解を得られればと思います。

お申し込みいただいた後の、病気・ケガ等のやむを得ない理由を除く（自己都合による）参加辞退は、お控え下さいますよう、お願いいたします。

巡拝にご参加いただくご遺族のみなさまの健康・安全と、より多くのご遺族に巡拝にご参加いただける環境づくりのため、ご理解・ご協力をくださいますようお願いいたします。

留意事項

慰霊巡拝を実施する国によっては、感染症対策による入国制限措置、行動制限措置等により、行程の変更または慰霊巡拝の中止の判断をすることがあります。

これまでの慰霊巡拝の様子

訪問する国・地域やその日の天候等によっても状況は変わりますが、慰霊巡拝の様子について例となる写真を何点かご紹介します。

○移動の様子：場所によっては、トラックや徒歩で移動することがあります。



○現地での慰霊の様子：各地で黙禱、献花を行って戦没者を追悼します。

